

3 騒音・振動

(1) 環境基準

資料 3-1 騒音に係る環境基準

鹿児島県では、環境基準の類型指定について、用途地域（工業専用地域を除く。）を直接指定している。

平成24年4月1日からは、その指定を市が行うことになり、鹿児島県と同様に指定を行った。

(別添図面1参照)

H18. 9. 19 類型指定 (H18. 9. 19 鹿児島県告示1437)
H22. 8. 12 用途地域変更 (H22. 8. 12 薩摩川内市告示496)
H24. 4. 1 類型指定 (H24. 3. 30 薩摩川内市告示216)
H27. 8. 21 用途地域変更 (H27. 8. 21 薩摩川内市告示1029)
H29. 3. 28 用途地域変更 (H29. 3. 28 薩摩川内市告示120)

■一般地域

(単位：デシベル(A))

地域の 類型	時間の区分		用途地域
	昼間	夜間	
A	55	45	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
B	55	45	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
C	60	50	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注) 時間の区分 / 昼間：午前6時～午後10時 夜間：午後10時～翌日午前6時

■道路に面する地域

(単位：デシベル(A))

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60	55
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65	60
C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65	60
幹線交通を担う道路に近接する空間	70	65

注) 1 幹線交通を担う道路：

道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の車線を有する区間）
道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道であって、都市計画法施行規則第7条第1号に規定する自動車専用道路

2 幹線交通を担う道路に近接する空間：

2車線以下の車線を有する道路の場合 ⇒ 道路の敷地の境界線から15mまでの範囲
2車線を超える車線を有する道路の場合 ⇒ 道路の敷地の境界線から20mまでの範囲

3 時間の区分 / 昼間：午前6時～午後10時 夜間：午後10時～翌日午前6時

■屋内へ透過する騒音に係る基準

(単位：デシベル(A))

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
幹線交通を担う道路に近接する空間	45	40

注) 時間の区分 / 昼間：午前6時～午後10時 夜間：午後10時～翌日午前6時

資料 3-2 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

鹿児島県では、用途地域を参考に環境基準の類型を指定しており、薩摩川内市内では、川内地域の下表に示す該当地域について指定されている。

(別添図面2参照)

H12. 4. 1 類型指定 (H12. 3. 24 鹿児島県告示385)
H18. 10. 20 類型指定 (H18. 10. 20 鹿児島県告示1601)

■環境基準

(単位：デシベル(A))

地域の 類型	基準値	該当地域
I	70	新幹線鉄道の軌道中心線から両側300m以内の地域であって、II類型以外の地域（住居の存在していない地域、トンネル区間（出入口から中央部方向に150mの位置を起点・終点とする。）及び河川区域を除く。）
II	75	新幹線鉄道の軌道中心線から両側300m以内にある商業地域（鉄道事業の用に供する区域を除く。）及び準工業地域（類型指定当時の用途地域区分）

(2) 規制基準

資料 3-3 工場等に係る騒音規制基準

- ・騒音規制法に基づく特定工場等
- ・薩摩川内市環境保全条例に基づく要保全施設を有する工場等

(別添図面3参照)

H18. 4. 1 地域指定 (H18. 4. 1 薩摩川内市告示 152)
H23. 4. 1 区域変更 (一部改正) (H23. 3. 31 薩摩川内市告示 169)
H28. 4. 1 区域変更 (H28. 3. 31 薩摩川内市告示 185)
R 2. 4. 1 区域変更 (一部改正) (R 元. 12. 1 薩摩川内市告示 551)
R 5. 7. 1 区域変更 (一部改正) (R 5. 3. 27 薩摩川内市告示 189)

■特定工場等又は要保全施設を有する工場等に係る騒音の規制基準

(単位：デシベル(A))

区 域 の 区 分		時 間 の 区 分		
		昼 間	朝 ・ 夕	夜 間
第1種区域	第一種低層住居専用地域	50	45	40
第2種区域	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び他の区域に属さない区域	60	50	45
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び勝目町・矢倉町・山之口町・久見崎町・上甗町の各一部	65	60	50
第4種区域	工業地域、工業専用地域及び久見崎町の一部	70	65	55

注) 時間の区分 / 朝:午前6時～午前8時 昼間:午前8時～午後7時 夕:午後7時～午後10時 夜間:午後10時～翌日午前6時

資料 3-4 建設作業に係る騒音規制基準 (騒音規制法に基づく特定建設作業)

(別添図面3参照)

H18. 4. 1 地域指定 (H18. 4. 1 薩摩川内市告示 152)
H23. 4. 1 区域変更 (一部改正) (H23. 3. 31 薩摩川内市告示 169)
H27. 4. 24 区域変更 (一部改正) (H27. 4. 24 薩摩川内市告示 554)
H28. 4. 1 区域変更 (H28. 3. 31 薩摩川内市告示 185)
R 2. 4. 1 区域変更 (一部改正) (R 元. 12. 1 薩摩川内市告示 551)
R 5. 7. 1 区域変更 (一部改正) (R 5. 3. 27 薩摩川内市告示 189)

■特定建設作業に係る騒音の規制基準

対象となる建設作業	区域の区分	騒音の 大きさ の限度	作業禁止時間帯	1日当たり の作業時間 の制限	同一場所 における作業 時間の制限	日曜・休日 の作業
くい打機、くい抜機等 びょう打機 さく岩機 空気圧縮機 コンクリートプラント アスファルトプラント バックホウ トラクターショベル ブルドーザー を使用する作業	第1号区域	85 デシベル (A)	午後7時から 翌日午前7時まで	10時間	連続6日	禁止
	第2号区域		午後10時から 翌日午前6時まで	14時間		

注) 第1号区域 : 資料3-3の表に掲げる第1種区域、第2種区域及び第3種区域

同表に掲げる第4種区域のうち、騒音による影響に特に配慮が必要な施設の周辺区域(学校、保育所、病院、診療所(入院施設を有するもの)、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80m以内の区域)

第2号区域 : 同表に掲げる第4種区域のうち、騒音による影響に特に配慮が必要な施設の周辺区域を除いた区域

資料 3-5 自動車騒音に係る要請限度

(別添図面3 参照)

H18. 4. 1 地域指定 (H18. 4. 1 薩摩川内市告示 152)
H23. 4. 1 区域変更 (一部改正) (H23. 3. 31 薩摩川内市告示 169)
H28. 4. 1 区域変更 (H28. 3. 31 薩摩川内市告示 185)
R 2. 4. 1 区域変更 (一部改正) (R 元. 12. 1 薩摩川内市告示 551)
R 5. 7. 1 区域変更 (一部改正) (R 5. 3. 27 薩摩川内市告示 189)

■自動車騒音の要請限度

(単位：デシベル(A))

区 域 の 区 分		時 間 の 区 分	
		昼 間	夜 間
a 区域	1 車線を有する道路に面する区域	65	55
	2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b 区域	1 車線を有する道路に面する区域	65	55
	2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	75	70
c 区域	車線を有する道路に面する区域	75	70
幹線交通を担う道路に近接する区域		75	70

- 注) 1 a 区域 : 資料3-3の表に掲げる第1種区域
同表に掲げる第2種区域のうち、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
b 区域 : 同表に掲げる第2種区域のうち、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び他の区域に属さない区域
c 区域 : 同表に掲げる第3種区域及び第4種区域
2 幹線交通を担う道路及びその道路に近接する区域(区間)については、資料3-1の道路に面する地域の表の注釈を参照
3 時間の区分 / 昼間：午前6時～午後10時 夜間：午後10時～翌日午前6時

資料 3-6 音響機器の使用に係る制限 (鹿児島県公害防止条例)

(別添図面4 参照)

S59. 7. 23 区域指定 (S59. 5. 23 鹿児島県告示 859)
H18. 11. 19 区域変更 (H18. 9. 19 鹿児島県告示 1438)

■音響機器の使用の制限

適 用 地 域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域
対 象 営 業	飲食店、喫茶店
使用禁止時間帯	午後11時から翌日午前6時まで
対象となる音響機器	カラオケ装置、電気蓄音機、拡声装置、楽器

注) 音響機器から発生する音が外部に漏れ出ない措置を講じた場合は、適用しない。

資料 3-7 深夜営業騒音に係る規制 (鹿児島県公害防止条例、薩摩川内市環境保全条例)

■深夜営業騒音の規制

適 用 す る 条 例		鹿児島県公害防止条例	薩摩川内市環境保全条例
対 象 営 業		飲食店、喫茶店	特殊公衆浴場、ボウリング場 ゴルフ練習場、自動車駐車場 バッティングセンター
規 制 す る 時 間 帯		午後10時から翌日午前6時まで	午後10時から翌日午前6時まで
規制 基準	第1種区域	40 デシベル(A)	40 デシベル(A)
	第2種区域	45 デシベル(A)	45 デシベル(A)
	第3種区域	50 デシベル(A)	50 デシベル(A)
	第4種区域	55 デシベル(A)	55 デシベル(A)

注) 区域の区分は、資料3-3の表に掲げる区域の区分に同じ。

資料 3-8 拡声機の使用に係る制限（鹿児島県公害防止条例、薩摩川内市環境保全条例）

① 拡声機の使用を制限する区域（商業宣伝を目的とする場合に限る。）

適用する条例	薩摩川内市環境保全条例
制限する区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域 及び学校・図書館・児童福祉施設・病院・診療所の敷地の周囲100m以内の区域

注) ③に掲げる事項を遵守して、自動車による等移動しながら使用する場合は、適用しない。

② 航空機利用の場合の制限（商業宣伝を目的とする場合に限る。）

適用する条例	薩摩川内市環境保全条例
使用禁止時間帯	午後5時から翌日午前9時まで
音量の制限	75デシベル(A)以下（地上概ね1mの位置における90%レンジの上端値）
放送の制限	・同一地域の上空で3回以上繰り返し放送しない。 ・音楽を放送しない。

注) ①に掲げる区域に限らず適用する。

③ 全般的遵守事項

適用する条例	鹿児島県公害防止条例	薩摩川内市環境保全条例 （商業宣伝を目的とする場合に限る。）
使用禁止時間帯	午後8時から翌日午前8時まで	午後8時から翌日午前8時まで
使用時間の制限	1回10分以内、15分以上の休止時間 （移動しながら使用する場合を除く。）	1回10分以内、15分以上の休止時間 （移動しながら使用する場合を除く。）
間隔の制限	他の拡声機と50m以上	他の拡声機と50m以上
高さの制限	地上8m以上の高さで使用しない。 （航空機利用の場合を除く。）	地上8m以上の高さで使用しない。 （航空機利用の場合を除く。）
音量の制限	65デシベル(A)以下 （音源から30mの距離における中央値）	75デシベル(A)以下（音源直下から30mの 距離における90%レンジの上端値）

注) 1 ①に掲げる区域に限らず適用する。

- 2 鹿児島県公害防止条例に基づく遵守事項は、法令に特別の定めがある場合のほか、地域の風俗慣習に基づく一時的な行事や集団の整理誘導等のために使用するときは、適用しない。

資料 3-9 工場等に係る振動規制（振動規制法に基づく特定工場等）

（別添図面5参照）

H18. 4. 1 地域指定（H18. 4. 1 薩摩川内市告示 154）
H23. 4. 1 区域変更（一部改正）（H23. 3. 31 薩摩川内市告示 170）
H28. 4. 1 地域指定（H28. 3. 31 薩摩川内市告示 186）
R 2. 4. 1 区域変更（一部改正）（R 元. 12. 1 薩摩川内市告示 552）
R 5. 7. 1 区域変更（一部改正）（R5. 3. 27 薩摩川内市告示 190）

■特定工場等に係る振動の規制基準

（単位：デシベル）

区 域 の 区 分		時 間 の 区 分	
		昼 間	夜 間
第 1 種区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び平成 26 年 10 月 9 日以前の川内都市計画区域であって、第 2 種区域に属さない区域	60	55
第 2 種区域	①近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び勝目町・矢倉町・山之口町・久見崎町の各一部	65	60
	②工業地域、工業専用地域及び久見崎町の一部		

注） 1 都市計画用途地域は川内地域内の指定に限る。

2 時間の区分 / 昼間：午前 8 時～午後 7 時 夜間：午後 7 時～翌日午前 8 時

資料 3-10 建設作業に係る振動規制基準（振動規制法に基づく特定建設作業）

（別添図面5参照）

H18. 4. 1 地域指定（H18. 4. 1 薩摩川内市告示 154）
H23. 4. 1 区域変更（一部改正）（H23. 3. 31 薩摩川内市告示 170）
H27. 4. 24 区域変更（一部改正）（H27. 4. 24 薩摩川内市告示 555）
H28. 4. 1 地域指定（H28. 3. 31 薩摩川内市告示 186）
R 2. 4. 1 区域変更（一部改正）（R 元. 12. 1 薩摩川内市告示 552）
R 5. 7. 1 区域変更（一部改正）（R5. 3. 27 薩摩川内市告示 190）

■特定建設作業に係る振動の規制基準

対象となる建設作業	区域の区分	振動の 大きさ の限度	作業禁止時間帯	1日当たり の作業時間 の制限	同一場所 における作業 時間の制限	日曜・休日 の作業
くい打機、くい抜機等 鋼球（建築物等破壊用） 舗装版破碎機 ブレーカー を使用する作業	第 1 号区域	75 デシベル	午後 7 時から 翌日午前 7 時まで	10 時間	連続 6 日	禁止
	第 2 号区域		午後 10 時から 翌日午前 6 時まで	14 時間		

注）第 1 号区域：資料 3-9 の表に掲げる第 1 種区域及び第 2 種区域の①

同表に掲げる第 2 種区域の②のうち、振動による影響に特に配慮が必要な施設の周辺区域（学校、保育所、病院、診療所（入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼児保連携型認定こども園の敷地の周囲 80m 以内の区域）

第 2 号区域：同表に掲げる第 2 種区域の②のうち、振動による影響に特に配慮が必要な施設の周辺区域を除いた区域

資料 3-11 道路交通振動に係る要請限度

（別添図面5参照）

H18. 4. 1 地域指定（H18. 4. 1 薩摩川内市告示 154）
H23. 4. 1 区域変更（一部改正）（H23. 3. 31 薩摩川内市告示 170）
H28. 4. 1 地域指定（H28. 3. 31 薩摩川内市告示 186）
R 2. 4. 1 区域変更（一部改正）（R 元. 12. 1 薩摩川内市告示 552）
R 5. 7. 1 区域変更（一部改正）（R5. 3. 27 薩摩川内市告示 190）

■道路交通振動の要請限度

（単位：デシベル）

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間	夜 間
第 1 種区域	65	60
第 2 種区域	70	65

注） 1 区域の区分は、資料 3-9 の表に掲げる区域の区分に同じ。

2 時間の区分 / 昼間：午前 8 時～午後 7 時 夜間：午後 7 時～翌日午前 8 時

(3) 測定結果

資料 3-12 環境騒音測定結果（薩摩川内市調査分）

区分	類型	測定地点			測定日	等価騒音レベル (デシベル(A))		交通量 (台/10分間)			備考 (適合率)
		地点名	町名	用途地域		昼間	夜間	8時	17時	平均	
一般地域	A	1 風口自治公民館前	御陵下町	第一種中高層住居専用地域	R4.11.7	56	46				
		2 前畑児童公園前	中郷一丁目	第二種中高層住居専用地域	—	—	—				
		4 前水流公園前	天辰町	第二種中高層住居専用地域	—	—	—				
		環境基準				55	45				
		環境基準達成率				0/1	0/1				(0/1)
	B	3 九電産業寮前	宮内町	第一種住居地域	R5.1.26	51	47				
		6 歴史資料館北側	中郷二丁目	準住居地域	—	—	—				
		10 京セラ北側民有地	高城町	第一種住居地域	R4.11.7	60	52				
		11 御陵下運動公園西側	御陵下町	第一種住居地域	R4.11.7	47	37				
		32 入来文化ホール前	入来町副田	第一種住居地域	R5.1.16	50	38				
		環境基準				55	45				
		環境基準達成率				3/4	2/4				(2/4)
	C	5 ホテルオートリ第3駐車場付近	白和町	近隣商業地域	—	—	—				
		7 向田神社前	西開開町	近隣商業地域	R4.11.7	53	39				
		9 山元製材所前	上川内町	準工業地域	—	—	—				
		環境基準				60	50				
	環境基準達成率					1/1	1/1				(1/1)
	環境基準達成率（一般地域）					4/6	3/6				(3/6)
道路に面する地域（道路端）	B	12 泰平寺公園前	大小路町	第一種住居地域	R5.1.16	64	56	—	—	—	
		13 ふく福川内店前	東大小路町	第二種住居地域	R4.10.6	65	58	—	—	—	
		環境基準				65	60				
		環境基準達成率				2/2	2/2				(2/2)
	C	14 建設業協会駐車場前	神田町	近隣商業地域	—	—	—	—	—	—	
		環境基準				65	60				
		環境基準達成率				0/0	0/0				(0/0)
	幹線交通を担う道路に近接する空間	15 植村組寮前	五代町	第一種低層住居専用地域	—	—	—	—	—	—	
		16 平佐変電所前	平佐町	第一種中高層住居専用地域	R5.1.17	63	55	111	97	104	
		17 大自治公民館前	平佐町	第二種中高層住居専用地域	—	—	—	—	—	—	
		18 歴史資料館前	中郷二丁目	準住居地域	—	—	—	—	—	—	
		19 御陵下運動公園運動場会館前	御陵下町	近隣商業地域	R4.10.6	69	60	259	407	333	
		20 九州電力川内営業所前	西向田町	商業地域	—	—	—	—	—	—	
		21 大和本部前	神田町	商業地域	R5.1.16	64	56	92	63	78	
		22 翔葉川内営業所前	国分寺町	準住居地域	R5.1.16	68	59	160	165	163	
		23 トーゴスーパー（跡地）前	高城町	工業地域	—	—	—	—	—	—	
		24 ネクストニューヨーク第一駐車場前	上川内町	準工業地域	R4.10.6	69	62	164	155	160	
		33 鉄道記念館前	入来町副田	準住居地域	—	—	—	—	—	—	
		環境基準				70	65				
		環境基準達成率				5/5	5/5				(5/5)
		42 川永野地区	川永野町	地域外	R4.10.6	68	59	56	74	65	参考
		43 都インテュアチェンジ付近	尾白江町	地域外	R4.10.6	70	62	239	201	220	参考
	環境基準達成率（道路に面する地域（道路端））					7/7	7/7				(5/5)
	環境基準達成率（全体）					11/13	10/13				(10/13)

注) 1  は、環境基準を超過している。

2 備考欄の（適合率）は、昼間・夜間ともに達成した割合。

資料 3-13 環境騒音測定結果（経年）

区分	類型	測定地点			等価騒音レベル（デシベル(A)）								備考		
					昼間				夜間						
		地点名		町名	用途地域	R4	R3	R2	R1	R4	R3	R2		R1	
一般地域	A	1	風口自治公民館前	御陵下町	第一種中高層住居専用地域	56	—	—	58	46	—	—	48		
		2	前畑児童公園前	中郷一丁目	第二種中高層住居専用地域	—	46	48	—	—	37	36	—		
		4	前水流公園前	天辰町	第二種中高層住居専用地域	—	44	—	48	—	38	—	38		
		環境基準				55				45					
		環境基準達成率				0/1	2/2	1/1	1/2	0/1	2/2	1/1	1/2		
	B	3	九電産業寮前	宮内町	第一種住居地域	51	—	57	—	47	—	47	—		
		6	歴史資料館北側	中郷二丁目	準住居地域	—	49	—	51	—	41	—	43		
		10	京セラ北側民有地	高城町	第一種住居地域	60	—	61	59	52	—	53	50		
		11	御陵下運動公園西側	御陵下町	第一種住居地域	47	—	50	—	37	—	40	—		
		32	入来文化ホール前	入来町副田	第一種住居地域	50	—	46	—	38	—	37	—		
		環境基準				55				45					
		環境基準達成率				3/4	1/1	2/4	3/3	2/4	1/1	2/4	1/2		
	C	5	ホテルオートリ第3駐車場付近	白和町	近隣商業地域	—	49	—	—	—	40	—	—		
		7	向田神社前	西開開町	近隣商業地域	53	—	55	—	39	—	41	—		
		9	山元製材所前	上川内町	準工業地域	—	53	—	54	—	45	—	43		
		環境基準				60				50					
		環境基準達成率				1/1	2/2	1/1	1/1	1/1	2/2	1/1	1/1		
	環境基準達成率（一般地域）					4/6	5/5	4/6	3/5	3/6	5/5	4/6	3/5		
	道路に面する地域（道路端）	B	12	泰平寺公園前	大小路町	第一種住居地域	64	—	65	—	56	—	55	—	
			13	ふく福川内店前	東大小路町	第二種住居地域	65	—	65	—	58	—	57	—	
環境基準				65				60							
環境基準達成率				2/2	0/0	2/2	0/0	2/2	0/0	2/2	0/0				
C		14	建設業協会駐車場前	神田町	近隣商業地域	—	—	64	—	—	—	57	—		
		環境基準				65				60					
		環境基準達成率				0/0	0/0	1/1	0/0	0/0	0/0	1/1	0/0		
		15	植村組寮前	五代町	第一種低層住居専用地域	—	61	—	64	—	55	—	56		
幹線交通を担う道路に近接する空間		16	平佐変電所前	平佐町	第一種中高層住居専用地域	63	—	61	—	55	—	50	—		
		17	大自治公民館前	平佐町	第二種中高層住居専用地域	—	61	—	65	—	53	—	56		
		18	歴史資料館前	中郷二丁目	準住居地域	—	67	—	67	—	58	—	58		
		19	御陵下運動公園運動場会館前	御陵下町	近隣商業地域	69	—	71	—	60	—	61	—		
		20	九州電力川内営業所前	西向田町	商業地域	—	69	—	70	—	62	—	62		
		21	大和本部前	神田町	商業地域	64	63	—	64	56	54	—	57		
		22	翔薬川内営業所前	国分寺町	準住居地域	68	—	66	—	59	—	58	—		
		23	トーゴスーパー（跡地）前	高城町	工業地域	—	64	—	64	—	56	—	58		
		24	ネクストニューヨーク第一駐車場前	上川内町	準工業地域	69	71	70	71	62	65	62	62		
		33	鉄道記念館前	入来町副田	準住居地域	—	65	—	63	—	59	—	58		
		環境基準				70				65					
		環境基準達成率				5/5	7/8	3/4	7/8	5/5	8/8	4/4	8/8		
		42	川永野地区	川永野町	地域外	68	71	70	67	59	63	62	59	参考	
		43	都インテュアチェンジ付近	尾白江町	地域外	70	70	69	70	62	63	61	61	参考	
		環境基準達成率（道路に面する地域（道路端））					7/7	7/8	6/7	7/8	7/7	8/8	7/7	8/8	
環境基準達成率（全体）					11/13	12/13	10/13	10/13	10/13	13/13	11/13	11/13			

注) は、環境基準を超過している。

資料 3-14 自動車騒音常時監視（面的評価）調査結果（薩摩川内市調査分）

測定地点 (路線名)	年度	上下 の別	車 線 数	環境 基準 類型	騒音測定結果		環境基準達成状況							
					等価騒音レベル (デシベル(A))		区間 延長 (km)	住居等 戸数	達成戸数			達成率(%)		
					昼間	夜間			昼・夜	昼間	夜間	昼・夜	昼間	夜間
西向田町 (国道3号)	R4	上り	2	C	(70)	(62)	1.7	205	205	205	205	100	100	100
		下り	2	C	—	—			205	205	205	100	100	100
	R3	上り	2	C	69	62	1.7	205	205	205	205	100	100	100
		下り	2	C	—	—			205	205	205	100	100	100
	R2	上り	2	C	(70)	(62)	1.7	205	205	205	205	100	100	100
		下り	2	C	—	—			205	205	205	100	100	100
	R1	上り	2	C	70	62	1.7	209	209	209	209	100	100	100
		下り	2	C	—	—			209	209	209	100	100	100
環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）					70	65								
(参考) 自動車騒音の要請限度					75	70								

注) 1 騒音測定結果の()書きは、直近の測定結果を使用。

2 住居等戸数は、道路端から50mの範囲内にある戸数。

3 自動車騒音の要請限度は達成。

資料 3-15 新幹線鉄道騒音・振動測定結果

■鹿児島県測定分

測 定 地 点		地域 類型	騒音測定結果				環境基準 (騒音)	振動測定結果				指針値 (振動)	備 考
			ピークレベル (デシベル(A))					ピークレベル (デシベル)					
			R4	R3	R2	R1		R4	R3	R2	R1		
1	城上町	I 類型	71	69	70	70	70	—	—	—	—	—	
2	高城町	I 類型	71	71	70	69	70	—	—	—	—	—	
3	中郷町	Ⅱ 類型	72	72	72	73	75	—	—	—	—	—	
4	平佐町	I 類型	68	—	—	67	70	—	—	—	—	—	
5	宮崎町	I 類型	—	70	—	70	70	—	—	58	—	70	

注) は、環境基準を超過している。

(資料：鹿児島県環境保全課)

■薩摩川内市測定分

測 定 地 点		地域 類型	騒音測定結果				環境基準 (騒音)	振動測定結果				指針値 (振動)	備 考
			ピークレベル (デシベル(A))					ピークレベル (デシベル)					
			R4	R3	R2	R1		R4	R3	R2	R1		
1	城上町	I 類型	—	75	72	72	70	—	—	—	—	—	
2	高城町	I 類型	76	—	75	75	70	—	—	—	—	—	
3	中郷町	I 類型	—	72	72	74	70	—	50	51	50	70	
4	東大小路町	I 類型	73	—	71	70	70	—	—	—	—	—	
5	平佐町	Ⅱ 類型	—	71	68	67	75	—	—	—	—	—	
6	宮崎町	I 類型	76	—	74	74	70	—	—	—	—	—	
7	百次町	I 類型	—	76	74	74	70	—	—	—	—	—	

注) は、環境基準を超過している。

資料 3-16 道路交通振動測定結果（薩摩川内市調査分）

路 線 名	測 定 地 点			区域 区分	車 線 数	時間 区分	要請 限度	振動測定結果				上段：交通量平均 (台/10 分間) 下段：大型車混入率 (%)			
								80%レンジの上端値 (デシベル)				R4	R3	R2	R1
	地 点 名	町 名	R4					R3	R2	R1					
国 道 3 号	24	ネクストニューヨーク 第 一 駐 車 場 前	上川内町	2 種	2	昼間	70	49	52	49	50	154 26.5	153 11.1	157 16.4	181 15.5
						夜間	65	37	40	39	38	89 4.8	92 10.1	84 8.9	91 5.8
	20	九 州 電 力 川 内 営 業 所 前	西向田町	2 種	4	昼間	70	—	48	—	50	—	290 5.8	—	279 7.4
	19	御陵下運動公園 運 動 場 会 館 前	御陵下町	2 種	4	昼間	70	52	—	51	—	295 7.0	—	279 9.1	—
	27	西 部 消 防 署 前	水 引 町	1 種	2	昼間	65	35	—	35	—	133 12.7	—	142 16.1	—
	28	八 幡 神 社 前	隈之城町	1 種	4	昼間	65	—	38	—	37	—	180 7.8	—	185 9.0
	43	都 イ ン タ ー チ ェ ン ジ 付 近	尾白江町	1 種	4	昼間	65	45	45	47	46	192 4.3	183 5.4	202 9.0	189 8.9
国 道 2 6 7 号	18	歴 史 資 料 館 前	中郷二丁目	1 種	2	昼間	65	—	52	—	47	—	156 10.3	—	184 9.7
県 道 荒 川 川 内 線	26	隈 之 城 バ ス 停 前	隈之城町	1 種	2	昼間	65	47	—	47	—	155 5.1	—	143 5.4	—
県 道 川 内 串 木 野 線	29	農 協 宮 里 支 所 (跡 地) 前	宮 里 町	1 種	2	昼間	65	48	—	48	—	78 5.7	—	73 5.6	—
県 道 京 泊 大 小 路 線	30	別 府 自 治 公 民 館 前	宮 内 町	1 種	2	昼間	65	39	—	41	—	74 3.7	—	74 7.3	—
県 道 川 内 加 治 木 線	31	羅 山 前	永 利 町	1 種	2	昼間	65	—	50	—	47	—	192 6.7	—	201 7.8
県道百次木 場 茶 屋 線	42	川 永 野 地 区	川永野町	1 種	2	昼間	65	30 未満	30 未満	30 未満	30 未満	67 13.6	67 15.7	63 15.8	67 10.9
市道木場茶 屋隈之城線	25	ジ ェ ー ム ス 鹿 児 島 川 内 店 前	矢 倉 町	2 種	2	昼間	70	—	34	—	32	—	115 5.9	—	126 6.7
市道隈之城 高 城 線	13	ふ く 福 川 内 店 前	東大小路町	1 種	2	昼間	65	43	—	45	—	192 2.4	—	191 6.4	—

注) 要請限度の超過はなし。

(4) 届出状況

資料 3-17 騒音規制に係る届出状況

① 騒音規制法に基づく特定施設

施 設 の 種 類		令和5年3月31日現在		備 考
		事業場数	施設数	
1	金属加工機械	20	320	
2	空気圧縮機等	74	879	
3	土石用破碎機等	9	150	
4	織機	0	0	
5	建設用資材製造機械	9	18	
6	穀物用製粉機	0	0	
7	木材加工機械	15	61	
8	抄紙機	1	5	
9	印刷機械	5	19	
10	合成樹脂用射出成形機	0	3	事業場数は「3 土石用破碎機等」で カウント
11	鋳造型機	0	0	

② 薩摩川内市環境保全条例に基づく要保全施設

施 設 の 種 類		令和5年3月31日現在		備 考
		事業場数	施設数	
1	金属加工機械	7	27	
2	空気圧縮機等	14	32	
3	冷凍機	41	259	
4	走行クレーン	1	1	
5	クーリングタワー	8	33	
6	自動式車両洗浄施設	13	16	
7	土石用破碎機等	0	0	
8	動力打綿機等	3	3	
9	建設用資材製造機械	0	0	
10	木材・竹材加工機械	4	9	
11	紙工機械	1	2	
12	製造・選別機械	0	0	
13	石材引割機	5	14	

資料 3-18 振動規制に係る届出状況

○ 振動規制法に基づく特定施設

施 設 の 種 類		令和5年3月31日現在		備 考
		事業場数	施設数	
1	金属加工機械	12	20	
2	圧縮機	48	262	
3	土石用破碎機等	6	130	
4	織機	0	0	
5	建設用資材製造機械	2	2	
6	木材加工機械	4	6	
7	印刷機械	5	11	
8	ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機	0	0	
9	合成樹脂用射出成形機	0	3	事業場数は「3 土石用破碎機等」で カウント
10	鋳造型機	0	0	

資料 3-19 建設作業に係る届出状況

① 騒音規制法に基づく特定建設作業

(単位：件)

建設作業の種類		R4	R3	R2	R1	H30
1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	6	6	9	6	5
2	びょう打機を使用する作業	0	0	0	0	0
3	さく岩機を使用する作業	17	16	30	21	15
4	空気圧縮機（原動機の定格出力が15kW以上のもの）を使用する作業	2	0	2	3	1
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45 m ³ 以上のもの）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のもの）を設けて行う作業	1	0	0	3	1
6	バックホウ（原動機の定格出力が80kW以上のもの）を使用する作業	6	6	1	8	7
7	トラクターショベル（原動機の定格出力が70kW以上のもの）を使用する作業	1	0	0	2	0
8	ブルドーザー（原動機の定格出力が40kW以上のもの）を使用する作業	1	4	6	12	0

注）番号6～8の建設機械にあつては、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。

② 振動規制法に基づく特定建設作業

(単位：件)

建設作業の種類		R4	R3	R2	R1	H30
1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	6	5	7	3	5
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	0	0	0	0	0
3	舗装版破砕機を使用する作業	0	1	0	0	0
4	ブレーカーを使用する作業	15	11	12	16	5

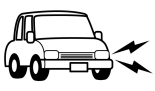
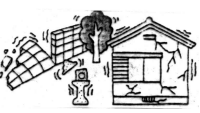
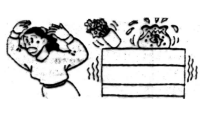
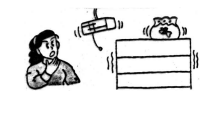
(5) 参考

資料 3-20 騒音・振動規制の対象施設

用途 区分	施 設 名		規模<< () は規定する条項>>		
			特定施設 (騒音規制法)	特定施設 (振動規制法)	要保全施設 (市条例)
金属製品の製造又は加工	圧延機械	【原動機定格出力の合計】	(1-イ) 22.5kW 以上	—	—
	製管機械		(1-ロ) 全部	—	—
	ベンディングマシン (ロール式のもの)	【原動機定格出力】	(1-ハ) 3.75kW 以上	—	—
	液圧プレス (矯正プレスを除く)		(1-ニ) 全部	(1-イ) 全部	—
	機械プレス	【呼び加圧能力】	(1-ホ) 294kN 以上	(1-ロ) 全部	(1-1) 147kN 以上 294kN 未満
	せん断機	【原動機定格出力】	(1-ヘ) 3.75kW 以上	(1-ハ) 1kW 以上	—
	鍛造機		(1-ト) 全部	(1-ニ) 全部	—
	ワイヤーフォーミングマシン		(1-チ) 全部		—
		【原動機定格出力】		(1-ホ) 37.5kW 以上	
	ブラスト (タンブラスト以外のもので 密閉式を除く)		(1-リ) 全部	—	—
	タンブラー		(1-ス) 全部	—	—
	切断機		(1-ル) 砥石を用いるもの		(1-2) 砥石を用いるもの 及び移動式を除く
	やすり目立機 (動力を用いるもの)		—	—	(1-3) 全部
	のこ目立機 (動力を用いるもの)		—	—	(1-4) 全部
	旋盤		—	—	(1-5) 全部
	フライス盤		—	—	(1-6) 全部
	平削盤		—	—	(1-7) 全部
	形削盤				(1-8) 全部
	乾式研摩機		—	—	(1-9) 移動式を除く
工場又は事業場に設置	空気圧縮機	【原動機定格出力】	(2) 7.5kW 以上	—	(2-1) 3.75kW 以上 7.5 kW 未満
	圧縮機	【原動機定格出力】	—	—	—
		(冷凍機に付随しているものを除く) 【原動機定格出力】	—	(2) 7.5kW 以上	—
	送風機	【原動機定格出力】	(2) 7.5kW 以上	—	—
		(クーリングタワーに付随しているものを除く) 【原動機定格出力】	—	—	(2-2) 3.75kW 以上 7.5 kW 未満
	冷凍機※	【原動機定格出力】	—	—	(2-3) 3.75kW 以上
	走行クレーン	【原動機定格出力】	—	—	(2-4) 7.5kW 以上
	クーリングタワー (7.5kW 以上の送風機を有するものを除く) 【冷却水の冷却能力】		—	—	(2-5) 10m³/h 以上
	自動式車両洗浄施設		—	—	(2-6) 全部
土石又は鉱物の粉砕 及びふるい分	破砕機	【原動機定格出力】	(3) 7.5kW 以上	(3) 7.5kW 以上	(3-1) 7.5kW 未満
		【個々の原動機定格出力の合計】	—	—	7.5kW 以上
	摩砕機	【原動機定格出力】	(3) 7.5kW 以上	(3) 7.5kW 以上	(3-2) 7.5kW 未満
		【個々の原動機定格出力の合計】	—	—	7.5kW 以上
	ふるい (ふるい分機)	【原動機定格出力】	(3) 7.5kW 以上	(3) 7.5kW 以上	(3-3) 7.5kW 未満
		【個々の原動機定格出力の合計】	—	—	7.5kW 以上
	分級機	【原動機定格出力】	(3) 7.5kW 以上	(3) 7.5kW 以上	(3-4) 7.5kW 未満
		【個々の原動機定格出力の合計】	—	—	7.5kW 以上

用途 区分	施 設 名	規模≪ () は規定する条項≫		
		特定施設（騒音規制法）	特定施設（振動規制法）	要保全施設（市条例）
繊維製造 の製品	織機(原動機を使用するもの)	(4) 全部	(4) 全部	—
	動力打綿機(混打綿機を含む)	—	—	(4-1) 全部
	製綿施設	—	—	(4-2) 全部
建設用資材の製造	コンクリートプラント【混練機混練容量】 (気泡コンクリートプラントを除く)	(5-イ) 0.45m³ 以上	—	—
	アスファルトプラント【混練機混練重量】	(5-ロ) 200kg 以上	—	—
	コンクリート ブロックマシン	【原動機定格出力の合計】	(5) 2.95kW 以上	—
		(動力を用いるもの)	—	(5-1) 全部
	コンクリート管	製造機械 【原動機定格出力の合計】	(5) 10kW 以上	—
		製造施設 (動力を用いるもの)	—	(5-2) 全部
	コンクリート柱	製造機械 【原動機定格出力の合計】	(5) 10kW 以上	—
		製造施設 (動力を用いるもの)	—	(5-2) 全部
	穀物用製粉機 (ロール式のもの)	【原動機定格出力】 (6) 7.5kW 以上	—	—
木材又は竹材の加工	ドラムバーカー	(7-イ) 全部	(6-イ) 全部	—
	チッパー	【原動機定格出力】 (7-ロ) 2.25kW 以上	(6-ロ) 2.2kW 以上	—
	碎木機	(7-ハ) 全部	—	—
	帯のご盤	製材用 【原動機定格出力】 (7-ニ) 15kW 以上	—	(6-1) 7.5kW 以上 15kW 未満
		木工用 【原動機定格出力】 (7-ニ) 2.25kW 以上	—	(6-1) 1.5 kW 以上 2.25kW 未満
		竹材加工用 【原動機定格出力】	—	(6-1) 1.5 kW 以上 2.25kW 未満
	丸のご盤	製材用 【原動機定格出力】 (7-ニ) 15kW 以上	—	(6-2) 7.5kW 以上 15kW 未満
		木工用 【原動機定格出力】 (7-ニ) 2.25kW 以上	—	(6-2) 1.5kW 以上 2.25kW 未満
		竹材加工用 【原動機定格出力】	—	(6-2) 1.5kW 以上 2.25kW 未満
	かなな盤	【原動機定格出力】 (7-ヘ) 2.25kW 以上	—	(6-3) 1.5kW 以上 2.25kW 未満
紙の加工	抄紙機	(8) 全部	—	—
	コルゲートマシン	—	—	(7-1) 全部
	紙工機械	—	—	(7-2) 全部
印刷	印刷機	(原動機を用いるもの)	—	—
		【原動機定格出力】	(7) 2.2kW 以上	—
合成樹脂製品の製造	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機 (カレンダーロール機を除く)	—	(8) 30kW 以上	—
	合成樹脂用射出成型機	(10) 全部	(9) 全部	—
鑄造用砂の製造	鑄造型機 (ジョルト式のもの)	(11) 全部	(10) 全部	—
加工物の製造又は選別	ダイカストマシン	—	—	(8-1) 全部
	オシレートコンベア	—	—	(8-2) 全部
石材加工	石材引割機	—	—	(9) 全部

- ※ 1 圧縮機は冷凍機に付随するものを除く。冷凍機は、冷蔵機、空調機を含む。
2 騒音規制法の特定施設のある事業所は、薩摩川内市環境保全条例の要保全施設の届出は要しない。

騒音の大きさの例	大きさ (デシベル)	振動の大きさの例 (「気象庁震度階級」による地震の程度との比較)	
 飛行機のエンジン の近く	120	7	家屋の倒壊は30%以上におよび、山崩れ、地割れ、断層などが生じるような地震 
 自動車の警笛 (前方2m)	110	6強 ～ 6弱	家屋の倒壊は30%以下で、山崩れが起き、地割れを生じ、多くの人々は立っていることができない程度の地震 
 電車が通るときの ガードの下	100	5強 ～ 5弱	壁に割れ目が入り、墓石・石灯籠が倒れたり、煙突・石垣等が破損する程度の地震 
 大声による独唱 騒々しい工場の中 《騒音性難聴》	90	4	家屋の振動が激しく、不安定な花瓶等は倒れ、器内の水はあふれ出る。また、歩いている人にも感じられ、多くの人々は外に飛び出す程度の地震 《人体に生理的影響が生じ始める》 
 地下鉄の車内 通勤電車の車内	80	3	家屋が揺れ、戸・障子がガタガタと鳴動し、電灯のような吊り下げ物は相当揺れ、器内の水面の動きがわかる程度の地震 《深い睡眠に影響がある》 
騒々しい事務所 騒々しい街頭	70	2	大勢の人に感じる程度のもので、戸・障子がわずかに動くのがわかる程度の地震 《浅い睡眠に影響が出始める》 
 静かな乗用車 普通の会話 《会話妨害》	60	1	静止している人や、特に地震に注意深い人だけに感じる程度の地震 《振動を感じ始める》 
静かな事務所 《読書・思考妨害の訴え》	50	0	人体には感じないで、地震計に記録される程度 
 図書館 市内の深夜 静かな住宅地の昼 《睡眠妨害》	40		
郊外の深夜 ささやき声	30		
 置時計の秒針の音 (前方1m) 木の葉のふれあう音	20		

注) 1 騒音の単位は、「デシベル(A)」で表す。

2 《 》書きは、人体への影響